

■ AOTS 研修のための「研修」査証申請について （2019 年 4 月現在）

申請場所： 在タイ日本国大使館 領事部
住 所： 177 Witthayu Road, Lumpini, Pathum Wan, Bangkok, 10330
(ウィタユ通り、ルンピニー警察署と MRT ルンピニー駅のほぼ中間)
電 話： 査証 02-207-8503 / 02-696-3003
FAX： 02-207-8511

窓口受付時間： 8 時 30 分から 12 時、13 時 30 分から 16 時

「研修」査証申請に必要な書類

1. 旅券
査証欄の余白が 2 頁以上あるもの。旧旅券を保有されている場合には旧旅券も併せて提出願います。）
2. 査証申請書 1 部
3. 写真 1 枚
申請前 6 か月以内に撮影された縦 4.5 cm×横 4.5 cm、白黒、カラーを問わず無修正、無背景で鮮明なもの。申請書に貼付。
4. 質問表 英語版またはタイ語版のいずれか 1 部
該当箇所にチェック及び記入、申請者の署名が必要。
5. AOTS 理事長発出の「研修生受入れ並びに身元保証書（GUARANTEE LETTER）」 原本 1 部

※査証申請書および質問表は在タイ日本大使館ホームページよりダウンロードできます。

詳細は、在タイ日本国大使館のホームページでご確認ください。

<http://www.th.emb-japan.go.jp/index.htm>

期間

- ・旅券返却日は申請時に旅券と引き替えにお渡しする「受理票」に記載されていますのでご確認ください。
- ・最短で査証申請受付日を含めて 5 業務日目に返却しております。
- ・査証を発給した場合には旅券に査証を貼付してあります。
- ・書類の不備などで時間がかかることもありますので、査証申請は出来るだけ日数に余裕を持ってされるようお願いいたします。

その他

通常、「研修」査証申請時には「在留資格認定証明書」が必要となりますが、AOTS の研修に参加される場合は必要ありません。

注意

- ・大使館に一旦提出した書類に関しましては返却されませんのでご注意ください。一部コピーをとられることをお勧めいたします。
- ・タイ王国では、出国に際して、「出国許可証（通称）」が必要となります。